総務常任委員会

(平成25年4月30日・その2)

13:30 開議

早川新平委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまより総務常任委員会の所管事務調査を行います。最初に入札制度、その後で教育委員会委員の報酬の月額化について、委員の皆さんに協議を行っていただきます。

まず、入札制度について、理事者のほうから説明をよろしくお願いいたします。

森調達契約課長

調達契約課の森でございます。よろしくお願いをいたします。

本日、入札制度に関してということで2種類の資料を提出させていただいております。 一つが入札制度についてということで8ページのものと、それから、同じく括弧書きで資料編と書いてある12ページのもの、この2つを提出させていただいておりますので、この資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

本冊のほう、表紙をめくっていただきまして、1ページになりますが、昨年、抽選による落札者の決定の解消に向けまして、より合理的な最低制限価格の設定ということで、広くご意見をお伺いするために入札制度に関する懇話会を設置してきました。また、この総務常任委員会の所管事務調査におきましても、市内業者への受注の拡大やその他入札制度の改善に関する貴重なご意見をいただいたところでございます。

これまでいただいたご意見や関係部局での検討を踏まえまして、現時点での見直しの方向性について、まず、懇話会の目的でありました抽選による落札決定の減少に向けた取り組み、そして、特にこの所管事務調査でご意見を頂戴いたしました市内業者の育成等を視点とした取り組み、この2本の柱で資料を整理いたしましたのでご説明を申し上げます。

まず、抽選による落札者の決定の減少を目的とした取り組みの一つ目の取り組みといたしまして、総合評価方式の対象工事の拡大でございます。1ページのちょうど真ん中あたりになりますが、現行、総合評価方式につきましては、土木一式工事で5000万円以上、上下水道工事並びに建築、電気、管、機械器具設置工事につきましては1億円以上を対象として行っておりますが、改善案として、上下水道工事につきまして、従来の1億円以上の全ての工事に加えまして、5000万円から1億円の工事の中から抽出して案件を決めまして、総合評価方式の対象を拡大試行していこうということを考えております。

総合評価方式による一般競争入札につきましては、価格と価格以外の要素 例えば施工実績でありますとか、施工時の品質管理や周辺環境などを言いますが そういったものを一体として総合的に評価するために、技術とノウハウを生かした公共工事を行えるとともに、抽選による落札者の決定も減少させることができるといったことから総合評価方式の対象工事の拡大を図るものです。

ただ、上下水道工事につきましては、規模が大きくても面整備などのように下水管の延長が長いだけといった技術提案になじまないものも多くありますことから、今回、抽出型という形で案件を抽出してやっていこうというところでございます。

2ページのほうにそれぞれメリット、デメリットを整理しておりますが、デメリットのほうで、こういった総合入札方式をやりますと、入札の手続が煩雑になりまして落札者の決定に時間を要することがあります。また、規模の大きな企業や実績のある企業が有利な面があり、逆に規模の小さい企業や新規参入業者に不利な側面があります。こういったところにつきまして、後ほど 7 ページに出てきますように総合評価方式における評価項目の見直しを行っておりまして、その辺で対応を図っておるところでございます。

2番目の取り組みといたしまして、最低制限価格の範囲の変更を考えております。現行、予定価格の85%から60%の範囲としておりますところを、改善案といたしまして90%から70%の範囲に変更いたしたいと考えております。最低制限価格の算出につきましては、平成22年度から中央公契連モデルを採用しておるところでございますけれども、一方で最低制限価格は四日市市契約施行規則におきまして、予定価格の85%から60%の範囲とすることが規定されております。こういった中で、最低制限価格をそれぞれの工事ごとに算出した額が、規則で定める範囲の85%を超えることがありまして、その場合、最低制限価格が規則の上限でございます予定価格の85%に固定される、こういった事案が生じているところでございます。結果として、最低制限価格の類推が容易になりまして、落札者を抽選で決定することとなる可能性が高まっているというような懸念がございます。

それと、そもそもの最低制限価格の設置の意義は、いわゆる品質を担保するというところでございますけれども、そういった意義を損なわないようにすること、こういったことを踏まえまして、さらには、この単に85%を乗じることで最低制限価格を簡単に算出できること、そういったことも防ぐことを目的としまして、最低制限価格の範囲を90%から70%の範囲ということで変更いたしたいと考えております。このことで、国や三重県と同様の範囲になります。

4ページでは、予定価格の事後公表についての検討をしてまいりました。本市では、平成13年度から予定価格を入札公告の段階で事前に公表いたしまして、一般競争入札を実施しております。その理由としては、下の表の事後公表の場合のデメリットとも重なってくるんですが、一つ目に、入札の透明性が高まり官製談合の防止につながる。二つ目に、積算能力の低い業者等が職員に予定価格を聞き出そうとするなどの不適切な働きかけを未然に防止することができる。三つ目に、業者が自社の積算金額との比較によりまして入札参加判断が容易になると、こういったことから実施しているところでございますが、しかし、予定価格を事前に公表していることによりまして、積算能力の低い業者さんでも最低制限価格の類推が容易になるのではないかといったご意見がございました。

そこで、より高度な積算能力を要する比較的規模の大きな工事に関しまして、試行的に 予定価格を事後公表することを検討してまいりましたが、先ほど言いました予定価格の事 前公表の有効性、さらには、現在、工事設計においてはさまざまな情報が全て公開されて いることから、過去の類似工事の案件を重ねて確認していけば最低制限価格の類推が可能 となることは否めないことから、引き続き、この事後公表につきましては検討をすること としております。そのほかの事後公表のデメリットとして、業者が積算をする上で情報公 開請求が多発してくるおそれがあるということもございます。

次に、5ページになりますが、四つ目の取り組みとして、低入札価格調査制度の採用について検討してまいりました。本市では、低入札価格調査制度を総合評価方式による入札で採用しておりますが、その他の入札においてもこの制度を採用することについて検討してまいりました。しかし、低入札価格調査制度につきましては、入札手続が煩雑化することと、結果として調査基準価格であるとか、その下の失格基準価格と同額で入札するというおそれがあり、その結果、抽選で落札者を決定する可能性が出てくるということ、さらには低入札を容認するという可能性も考えられます。

そこで、本年度は、1番で述べましたように、総合評価方式による入札の対象を拡大するものですから、そこの部分で低入札価格調査制度を拡大採用することといたしまして、 通常の価格のみの一般競争入札では引き続き検討することとしたいと思います。

次に、五つ目の変動型最低制限価格の導入についてでございます。最低制限価格の算出の方法として、変動型の最低制限価格という取り組みがほかの自治体でも始まっているところでございます。そういった事例を検討してまいりましたが、本市で過去に採用しておりました率抽選方式 こちらは平成15年に採用しておりました また、平成20年に採

用しました変動型と同様の仕組みとなっておりました。これらの算出方法を採用することは、抽選による落札者の決定を解消する方法としては極めて有効なのですが、業者にとりまして、入札が偶然性の大きい単なる数字当てになり、算出根拠が明確でないことや業者の積算努力にも応えることができないということを踏まえまして、改善策としては適切でないと判断しておるところでございます。

参考までに、3都市ほど、和歌山県、生駒市、米原市になるんですが、このあたりの算出の方法を検出させていただきましたが、いずれも計算式の最後に乱数でありますとか、その地域の気象データでありますとか、抽選で決定された調整係数を掛けまして、その当日でしかわからないような形での最低制限の算出をしております。

改めてメリット、デメリットを整理いたしますと、メリットとしましては、最低制限価格が開札時に変動することから算出が不可能となり、抽選による落札者は解消されます。また、情報漏えい等に対する入札の透明性も図られると思います。しかし、デメリットとしまして、最低制限価格の積算根拠が希薄になり、入札が偶然性の大きい単なる数字当てになってしまうこと、また、業者の入札に向けての積算意欲がなくなるということも想定されるところでございます。

次に、7ページでございます。大きく二つ目のテーマといたしまして、市内業者の育成等を目的とした取り組みでございます。その1点目といたしまして、総合評価方式における評価項目の主な見直しでございます。総合評価方式の評価方法については、前回のときに資料で説明をさせていただいたところでございますけれども、価格以外の評価対象は大きく四つの評価項目で構成されておりまして、まず、市内業者であるかどうかという意味の加点と市内での工事の施工実績、次に、企業の過去の施工実績と成績や地域貢献度など、そして、技術者の施工実績、さらには、その案件の工事に対しての提案する技術力と、こういった四つの項目からなっております。

そこで、今回、企業と技術者の施工実績とその工事に対して提案する技術力、この二つ の配点バランスを変更することで、案件に応じた技術とノウハウに期待して工事品質の向 上に努めようというものです。

具体的には、ちょうど囲ってあります一つ目のぽつになりますが、枠内の一つ目のぽつにありますように、企業と技術者の施工実績の配点を縮小しまして、その分、三つ目のぽつになりますが、その工事の技術力、つまり工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題に対する工夫、こういったものや技術力全般に対するヒアリングの内容の配点を拡大し

ようとするものです。

また、技術者の施工実績におきましては、若手技術者育成の観点から、技術者要件の施工実績において、現場代理人も主任技術者と同等に評価したいと考えております。さらには、地元業者の下請受注の促進を図るために、地元業者施工率達成の場合の配点を拡大してまいります。

二つ目の取り組みとして、市内業者発注の対象工事の拡大でございます。本市では、大規模工事につきまして、2億円以上は2社、10億円から20億円が3社、また、20億円以上になりますと4社のJVを対象として運用してきました。近年の市内業者さんの経営力、技術力の進展を踏まえまして、大規模工事におきまして、JVを対象とする発注金額を2億円以上から3億円以上に変更したいと思います。つまり、3億円までは基本的に市内業者さん単体にお願いしようとするものでございます。

最後、8ページになりますが、三つ目の取り組みでございまして、小規模工事の発注区分の見直しについての検討でございます。地元の業者さんが施行することによりまして住民調整等が円滑になり、苦情などのトラブルを防ぐことができるために発注の地区割りを細分化することについて、以前よりご提案をいただいているところでございます。現行の発注基準では、予定価格が500万円未満のものについては、参加資格要件としてその工事場所によって市域を南北に2分割に区分し住所要件を求めているところです。

そこで、競争性を担保した上での地元業者の施工を求める方策としまして、現行の南北 2 分割をさらにそれぞれ東西に分割しまして、市域を 4 分割して住所要件を求めることについて検討してまいりました。下の表にも示しましたが、住所要件の範囲が狭くなることで業者さんの入札への参加機会が減少するといったことがございます。また、年度間の発注事業量がかなり変動しておりまして、入札参加機会に地区間の差異が生じる可能性が大きいということ、さらには業者さんの手持ち工事量や技術者数によりまして、発注時期、いわゆる年度後半の発注が重なる時期には入札参加者の減少につながり、競争性が低下する可能性等の課題が顕在化してまいりました。

それと、必ずしも地区内の地元業者さんの契約まではストレートにつながらない、こういったこともありまして、このことに関しましても引き続き検討を継続することとしたいと考えております。

次に、資料編のほうも簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

1ページ目でございますが、これは入札、契約の状況でございます。前回のときに平成

23年度分までの統計を提出させていただきましたので、今回、平成24年度分もまとまったといいうことで、表のほうでは平成21年度から4カ年分を提出させていただきました。

平成24年度の建設工事に係る入札結果につきましては、年間の入札件数が551件で、前年比で5.8%の増となっております。しかし、予定価格を見ますと、126億円余りと前年比で考えると61.6%の増となります。これにつきましては、平成23年度に5億円以上の工事が1件でありましたところ、昨年度は吉崎や新南五味塚のポンプ場でありますとか、新総合ごみ処理施設の造成、さらには富田中学校や曙町市営住宅、こういった大きな工事が6件ございまして、いわゆる大規模工事がふえたことが要因と考えられます。また、落札率は83.5%、抽選によって落札が決定した抽選率も88.5%と前年よりポイントは上昇しております。

2ページには、芳野副委員長からもご助言をいただきまして、主な工種である土木、建築、舗装別の結果を掲載しております。特に課題となっております抽選率でございますが、表の一番右端の列になりますけれども、建築工事は低く、舗装工事、土木一式工事が高いことが見てとれます。このほかに金額の規模でも見てみましたが、上下水道工事の5000万円以上の工事で少し抽選による落札が少なくなっておりました。これらのことから、建築や上下水道等の大規模なものにつきましては、公表されていない単価がありましたり、類似工事が少なかったりすることから、最低制限価格の類推が難しくなるのではないかといったこと。一方で舗装工事や一般的な土木工事など設計積算が簡易なものほど最低制限価格の類推が可能となりまして、抽選率が高くなっているというふうに考えております。

次に、3ページでございますけれども、昨年行いました入札制度に関する懇話会における議論について、抽選による落札者決定の解消に向けた内容を抜粋して整理しておりますので、少し説明をさせていただきます。

3ページのちょうど一番下のほうになりますが、事務局からの、抽選をなくすために変動型の最低制限価格といったものも一つの方策であると考えるが、実際、業者さんにとってはどのような印象を持っているのかという問いかけに対しまして、B委員から 建設業協会の方ですが 抽選の実態を隠蔽して抽選になっていないという状況をつくるだけで、それはほとんど意味がないと。くじをなくすためには予定価格の非公表と総合評価方式がよいと考えている。

もう一方、C委員は、くじという意味ではどちらも同じである。対策としては予定価格の非公表がいいのではないか。それから、総合評価方式もいいが、落札業者が偏る状況に

ならないか検討をしてほしいといった意見もございました。また、C委員からは、最低制限価格の85%の上限をなくせば以前のようにばらけた形になり、抽選率が下がるのではないかという意見もございます。

また、E委員ですが、予定価格が非公表であれば、まず入札金額はそろわないと考える。 ある程度業者の積算能力とかが問われてくるので、予定価格は公表しないほうがよい。ま た、総合評価方式はみんながうまく満遍なく落札できる方向になる総合評価方式であれば いいと思うといった意見です。

また、F委員は、都市整備機構では予定価格が公表されていないので、低入札を誘引している。私はくじにはくじのよさもあると考える。総合評価方式になると技術力で決してやれないことはない工事でも、施工実績が少ないことから弱者となってしまう。F委員からは、予定価格が公表でなくなってしまうと、市に対し積算についていろいろな質問が大変になるのではないか。その分、業務が進まないのはロスではないかとも考えるといった意見もございました。

6ページは、これ、2回目の懇話会ということで、1回目に抽選による落札決定の解消に向けた提案ということで、最低制限価格の範囲の変更と総合評価方式の拡大と低入札価格調査制度の活用、それから、予定価格の事後公表、この4点についてご説明を申し上げまして、それに対するご意見をいただきました。

B委員は、最低制限価格を20分の17ということで85%ということで、規則があるために 算出結果を採用していないのではおかしい。また、総合評価方式は手間がかかるがやって いかなければならない。低入札調査は総合評価と併用していくべきである。予定価格の事 前公表はしなくてもいいと思うが、予定価格を聞き出そうとする動きは多分あるだろう。

また、C委員は、予定価格の公表については建設業協会でも意見が分かれていて、予定価格が公表されていると参加するかしないかの見きわめができることから公表することが悪いことかという意見もあるというようなご意見がございました。

また、8ページ以降には建設業協会との意見交換会における協会の声や文章による要望を参考までに添付をさせていただきました。

今後のスケジュールといたしまして、毎年6月1日に業者さんのランクの更新と制度改正を行っていることから、そこに向けて内容を固めていきたいと思っております。しかしながら、本日お示しした内容では、抽選による落札を解消する抜本的な方策にはなり得ていないことから、6月以降も立ちどまることなく引き続き検討を進めまして、他市の取り

組みにもしっかりとアンテナを張って入札状況を的確に把握しながら改善の検討を進めて まいりたいと考えております。

また、市内業者育成の観点におきましても、昨年度の市内業者さんへの発注はJVの構成員であった場合を除きまして546件中518件と94.9%でしたが、今後も施工実績や資格等も見ながら、市内でできることは市内でお願いできるように、また、総合評価方式の内容のさらなる見直しも含めまして、市民に適正な価格で品質の高いサービスやインフラが提供できますように、入札の透明性、公正性、競争性に加えまして、建設業を初めとしたこの地域産業の活性化でありますとか雇用の維持、そういったものも視野に入れた制度改善に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりですが、ずっと所管事務調査をさせてもらって、抽選による落札者の決定の減少を目的とした取り組み、市内業者の育成等を目的とした取り組み、大きく分けてこの2点から説明をいただきました。また、協会のほうからもいろんなご意見がございます。一番いい方法について模索中でございます。抽選をなくせば片方でデメリットが出ます。そういった観点から、委員の皆さんからご質疑がございましたら発言をお願いいたします。

森 康哲委員

前も議論したと思うんですけれども、1円からの入札金額については議論していなかったのか。今、予定価格は1000円単位になっていますよね。それ、公表しておるんですけど、入札金額自体の単位が1000円単位ですよね。それを1円単位でやれば、抽選は少なくなるだろうというのを話したと思うんですけど。

森調達契約課長

まず、単位に関しましては、予定価格が今1000円単位になっております。それから、最低制限価格が1万円単位、それから、普通の入札金額は1円単位でも大丈夫です。そういったところで、ご指摘のところにつきましては、1万円単位になっている最低制限価格について、1円単位までにすればいいじゃないかというご指摘でよろしかったでしょうか。

そのあたりは懇話会のほうでも議論が出たところでもあるんですが、いわゆる最低制限価格といいますのが、品質を担保する額ということで、そういった意味合いから、端数と言うと失礼なんですが、1000円単位、100円単位といったところまで求める必要があるのかという議論がありまして、結局そこが細かくなればなるほど重箱の隅をつつくような形での検討ということで、余り意味合いがないというふうな結論を持っております。

森 康哲委員

今、入札で例えば10社、20社と同じ金額を出してくるというのは、ソフトに同じ数字を放り込んで、同じ金額しか出てこんという実態があるわけですわ。だからみんな同じ金額になるんですよね。そうすると、ちゃんとした積算じゃないんですよ。積算能力を持っておる会社じゃなくても、そういうふうな応札ができるという現状をきちっと考えていかんと、なかなかこの抽選というところから抜け出せない。そこをきちっと考えてよということで前にもお話ししたと思うんですけれども、その辺の考えというのはどういうふうになっているんですかね。

森調達契約課長

まさにそういう積算能力のない業者さんでも、現状、ソフトで簡単に最低制限価格が類 推できてしまうと、それが一番大きな課題であるという認識でいまして、委員のおっしゃ るとおりだと思っています。

ただ、そこで、先ほど申しましたように、例えば端数まで持っていけば積算能力が問われるのかというと、また少し違うというふうにも思っております。それと、そもそも積算能力というものについては、それぞれ各社さんが入札に臨むときにご自身のところでの一番効率的な、自分のところが少しでも利益が出るような形でのぎりぎりの線で積算して、それで臨んでいただく、それがまさしくそれぞれの積算能力というところだと思うんですが、今のこの入札の状況につきましては、業者さんの数と発注の物件の数のバランスがとれていないということで、業者さんとしては、そういった仕事を選んでおれる状況ではなくて、全てエントリーといいますか、最低制限価格でも落札をしたいというような状況がある中で、最低制限価格の計算式でありますとか、それへ向けてのそれぞれの単価を調査してこういったものは従来からの情報公開の流れの中で全て公開してありますとこでその単価を算式にはめていかに正解の価格を出すかという、いわゆる算数のようなも

のなんですが、そういった形での積算能力になっておりますので、この状況の中でどういう対策をとったらいいのかというのが抜本的な策がない。そういう意味では、最終的にひねりを入れて係数を掛けることしか、今、全国的にも言われておる対応策というのが出てきていないという現状でございます。

森 康哲委員

業者さんの数と入札に出す仕事の数のバランスがとれていないということなんですけれども、それ自体も、例えば施工能力あるなしの精査をきちっとしてほしいと。この4月、5月、6月の検査室が比較的楽な時期にそういうのを調べるようなチームを組んでやられたらどうですかと提案したつもりなんですけれども。あと、施工能力が自分のところでなく、全く業種がかみ合わなくても登録を今現状はできるんですよね。例えば造園屋さんでも舗装工事ができたり、登録さえできれば受注できると。で、丸投げしてしまうという現状があるわけですよ。だから業者数が膨れ上がっていると。そういうところをきちっと精査せんと、ちゃんと真面目に登録して、社員教育もやっている業者になかなか仕事が回っていかないという現状があるわけですわ。そういうところをどうしていくかという話し合いはされたんですかね。

森調達契約課長

施工能力の問題に関しましては、特にそういう能力が必要となる規模の工事につきましては、例えば総合評価方式ではそういった内容を求めておりますし、通常の価格競争の中でも施工実績であるとか経験を参加の条件の中に含めまして求めておるところでございます。それと、小規模な工事につきましては、先ほどおっしゃられたような、そういう例えば造園業者さんが土木一式にといったところも、やはり業法上で資格者が持ってみえますと、それは土木の工事もできるという形になっておりますので、言われるような、例えば丸投げとかそういったものを防ぐための現場確認、監督というのはきっちりする必要があると思いますけれども、現状ではできるだけそういう対応はしておるところでございます。

また、以前に森委員のほうからご指摘いただきました、いわゆる不良不適格業者といいますか、実態のないような業者さんにつきまして、平成25年になってから契約をしようとする業者さんについての現地調査を一度行ってまいりました。外観からだけなんですが、営業所の実態を確認しまして、調査したものについては営業所の実態を確認できていると

ころです。

こういった営業所の存在、そういった不良不適格業者につきましても、本来で言いますと、建設業の許可権者である三重県でありますとか国のほうで、いわゆる経営業務の管理責任者であるとか営業所の存在、また、特に業法でいきますと専任技術者の常駐性なんかを法に基づいて調査をしていただくことが本来であるというふうに認識しておりまして、まさに本県外で見ましても、和歌山県でありますとか山口県のように、随時そういった調査をやっておるようなところもございます。

しかしながら、一般的にそういう技術力であるとか施工能力がないようなペーパーカンパニー、また、業法なんかの法令を遵守しないところを監視するということは私どものほうにとっても大事なことですし、それを放置すると、いわゆる公正な競争を妨げることにもつながりますし、最終的に品質の低下につながるということで、今後に向けまして、現在、県レベルであるとか、大阪市なんかは事例があるんですが、入札参加資格の事後調査の段階で落札候補者の営業所の現地調査をやろうではないかということで、今、その調査の対象であるとか内容とか方法について要領を整理する方向で検討を進めております。

森 康哲委員

何か余りしっくりこないんですけれども。

最後に、小規模工事の発注区分が東西に分かれているやつがあるんですけれども、これ、4分割にという話が前にあったところが、今の説明では見送る形、もう少し検討していくというふうになっているんですけど、これ、やっていかんと、やっぱりいろんなところで手抜き工事とは言わんけれども、荒っぽい工事が見受けられるので。例えばガードマンでも午前中は2人おったのに、昼休みになったら1人になっておるとか、そんなんしょっちゅうなんですよ。トータル1日で2人雇いましたとなっておるだけで、休み時間は1人のときがあるんですよね。そういうところをきちっとやれるかどうかには地元かどうかというのは大事な部分なんですよね。

きょうの中日新聞にもちょうどあるように、地元業者受注を奨励、1億円以下の公共工事、これ、自公の新法案として中日新聞が書いているんですよ。これ、やっぱり大事なことやで国で取り上げてやろうかという方向になっておるんですね。もうちょっと真剣に考えてほしいんですけれども、その辺、もう一度答弁をお願いします。

森調達契約課長

地元業者さんに対する考え方として、まずは市内業者さんを第一義的に考えるということは、これは必ずやっていきたいというふうに考えております。それから、いろいろ最近言われる、もう少し発注の地区割りを細かくするということで、ちょうど私も新聞見ておりますと、南北、今まで市内一円だったものを、1000万円ぐらいの小規模の工事について南北に分けるという形の動きが、一、二都市で出てきておることも事実でございます。

現行、四日市については南北にはもう既に分かれておるんですが、それを冒頭ご説明申し上げましたように4分割できないかということで具体的に検討しました。実際に割ってもみたんですけれども、何とかそれなりにバランスをとりながら割っておるんですが、ただ、これまでの経年といいますか、ここ二、三年の動きを見たときに、例えば富田地区ですと、平成23年度の2件が平成24年度は4件になりまして、金額としては570万円から1090万円と倍にふえております。逆に河原田地区なんかですと、平成23年度の4件が平成24年度は2件で、金額は1400万円が270万円に下がっています。川島地区になりますと、平成23年度の8件が平成24年度は2件、金額は2090万円が520万円という形で、このあたりかなり年度間でばらつきがございまして、いわゆるそれを平等性というのかどうかというのがちょっと難しいところですけれども、業者さんにとっての感覚として、入札に参加する機会が均等にならないというところが懸念されるところです。

それと、現在は南北の2分割ということで、それを4分割にすれば、業者さんにとって の入札に参加する回数は単純に考えれば半分に減るというところもあって、今、踏み出す にはまだ課題が多いというふうに考えております。

森 康哲委員

業者さんの公平性をとるのか、工事の質をとるのかどっちなん。今、言うておるのは、 地域の中で荒っぽいことをする業者がおるからどうしようという話をしておるのだから。 業者の公平性を優先するんやったら、どんな工事でもええということを言っておるんです よ、あなたは。

森調達契約課長

申しわけございません。何を優先するかといえば、当然適正な価格でいいものを市民に 届けるというのが私どもの使命でございますので、工事の品質を優先いたします。その工 事の品質を担保するための方策といたしまして、どういうことをやるかというところで、 それを入札制度で賄うのかというところは、今、現状では課題が多いので4分割はもう少 し検討をしたいという意味です。ただ、現場の工事品質を担保するというのは極めて重要 ですので、そのあたり、工事監督への監視をしっかりとやっていくとか、そういった現場 管理の中で当然工事の品質は担保していきたいというふうに考えております。

早川新平委員長

森委員が指摘されたような工事が雑やとかいろんなご指摘、住民からの苦情とかそういったものは把握しておるんですか。現実にそれがあるということは。

森調達契約課長

その全てを把握しておるわけではございませんけれども、個々での話というのは聞きます。ただ、それはオフィシャルな話ではありませんけれども、声が届いておるとか、それこそ、前回の森委員からのご助言もございましたので、そういうふうには私的には認識しておるつもりでおります。

森 康哲委員

職員も今の数では到底足りないんですよ、現場監督さん、検査する人も。いっぱいいっぱいなんですわ。 1 人で10も20も現場持っておって、そこまで手回らん状態なんですよ。 そうしたらどこで食いとめるかといったら入札なんですわ。入り口で食いとめないと、出口で次の入札へ反映するというのはなかなか難しい状態やもんで、だから言うておるんですよ。もう少し真剣に考えてください。

以上です。

野呂泰治委員

答えは簡単だと思うんですよ。業者に仕事をやってもらうのに、私たち個人もそうですが、ものを頼むときにどの人に頼んだら一番上手に、一番値打ちに信頼を置いて安心して任せてやってもらえるかどうかを考えたときに、その人をどういうふうな方法で決めるかということだと思う。行政は公平性、透明性、平等性とか言いますけれども、一般社会常識からいったら、工事の上手な人なんですよ。スポーツでも何でもそうですわ、上手な人

は上手なんですわ。なぜ上手なのかというと、いろんなことを研究して、いろんなことを やって、いろんな失敗もやりながらだんだんだんだんうまくなってきておるんですよ。

業者は新しい業者も入ってくるでしょうけれども、その辺の皆さん方の見方、考え方、さっき森委員はいろいろ言われましたけど、行政も検査を実施するんですけど、終わってから行くんですわな。工事中に行っているというのはあるかないか。恐らくないかもわからない。しかも、こっちがいろいろ頼んでおることについてチェックしているかどうか、本当にやられているかどうか。やっぱり手抜き工事とは言いませんけれども、本当に市民に安全でいいような設備をつくってもらうためには、そういったことをきちっとね。

だから、最後はくじ引きという、これは非常に平等性があって公平に見えますけど、万が一、全然できない方がと言うと悪いけれども、そういう人がくじに当たったときにどう責任とるんやということですわ。そうじゃないわけですよ、やっぱり、ものを頼む場合、ものをつくる場合は。でっかいものを買う場合にはそのぐらいのことはしっかりとしていかないかんと。そして、できなかったら、それできなかったので、なぜあかなんだということをしっかりはっきり業者に言うたらいいんですよ。もっと上手にしてくださいよと。市民の税金なんですから。

僕もちょっと知っていますけど、ある業者に下請に入っておった業者がやり方もわからないもんだから変なふうになってしまった。また、ほかのところの工事の仕事までふえてきたということも中にはあるんです、正直いって、いろいろ調べていけばね。けど、そういうことは表には出ませんけれども、でもやっぱりそういうことが多くなってはいかん、しかし、役所という行政からの仕事というのは、はっきりいってお金が必ずもらえますわ。もらえないということはないですわ。そういう点で、いろいろとしっかりと検査してもらっていますけど、やっぱりそういうことに目を配って、そして、その仕事はどんだけでできるんかという、予定価格と言うけど僕らわかりませんわ。予定価格っていろいろ品質のあれがあって、国や県や市によって基準が恐らく違うと思います。いろんな中身のことがあると思いますので、それはさまざまなことで今日があると思いますけど、やっぱりこういう時代ですから、これは市民からまたいろんな意見が出てくると思います。さらにより一層研究してやってもらいたいと思います。答えがあったら。

森調達契約課長

激励と受けとめさせていただきます。ありがとうございます。

委員おっしゃっていただきますように、究極の発注というのは、随意契約で一番しっかりやっていただけるところに発注するのがベストなんだろうなと私も個人的に思うところですが、これは法的に許されておりません。以前は指名競争入札というのがございまして、これはまさに発注者側に指名する権利みたいなものがあるわけですから、よい業者さんを一定の基準の中で選んで発注するという時代もございました。それから、競争性を重視する余りに、入札制度というのは一般競争入札が一番原点なものですから、一般競争入札への移行という、こういった時代の流れがあって、入札の門戸をとにかく広げていこうということで現状の課題が生じてきておるところだと思っております。

そういった中で、まず、森委員おっしゃっていただいたように、入札の段階、入り口でいわゆる不良不適格業者を排除するというところはしっかりとやっていかなければならないと思いますし、野呂委員おっしゃっていただいたように、現場での不具合、いわゆる現場の状況でありますとか、下請の問題でありますとか、これ、現状におきましても施工体制の点検リストというのを各監督はそれに基づいて現場を点検しておるというところでございまして、その辺をもう少ししっかりと今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

早川新平委員長

ちょっと教えて。1ページの改善案のところで、5000万円から1億円の工事から抽出して案件を決めて総合評価方式云々とあるけど、この抽出というのはどういうふうに抽出するの。

森調達契約課長

まず、1億円以上というのは全部やるという形なんですが、総合評価方式となりますと、相当、入札手続きが煩雑になりますから時間を要してまいります。そういったことで、入札手続きをできるだけ短縮して、品質のよいものをといいますか、ちゃんと契約に結びつけていくということも一つの課題である中で、今回、5000万円から1億円の幅で上下水道工事につきましても総合評価方式をやりたいというところなんですが、ただ、下水工事に関して5000万円以上の中でも結構単純に面整備であるとか延長が長いだけの単純な工事がございまして、実は以前5000万円単位で総合評価方式を取り入れておったときがあるんですが、このときにはいわゆる業者さんから提案をしていただく内容がはっきりいってない

んですね。というところで、余り時間をかけて総合評価方式をする意味合いがないもんですから、5000万円以上でも、中で技術力が問われるような工種のものについて、上下水道局ですと、そこで審査会を持っておりますので、その審査会で案件の内容、いわゆる工事内容に基づいて案件を抽出するというふうに考えております。

早川新平委員長

ということは、ランダムにやるということではないわけやな。

森 康哲委員

どれぐらいの割合になるの。

森調達契約課長

そのあたりが一番答えづらいところだったんですが、数件です。現行でも総合評価方式 10件程度ですので、それが十数件になるというレベルです。

早川新平委員長

現実に懇話会のほうからでもいろんなご意見があって、抽選が多いから何とかしてくれというところからスタートしてきておるんやわな。資料にもメリット、デメリット、いろいる書いてもらってあるんやけれども、抽選をなくすだけならできることがあるんやろうけれども、それによる弊害というのが出てきますし、それから、もう一つの2点目の大きな柱の中の地元業者を育成していくというところに関しても、懇話会でもいろいろ問題になっていて、いろんなご意見を委員さんからいただいているし、規模によっても考え方が全部違うので。鈴鹿なんかは抽選で取り抜け、そういう方式をやってみえるところとか、そういう観点からでもいろいろ考えてもらったんかな。

森調達契約課長

今おっしゃっていただいたのは、業者さんがなかなか契約がとれないとか、一定のところにくじの結果が偏ってしまうというふうな不満に対して、ガス抜きというと言葉が悪いですが、対策を練るという意味合いでご提案いただいておるところだと思うんですが、まず取り抜けに関しましては、いかんせん業者さんによりまして、その保有しておる技術者

数の数であるとか、企業の体力に差異があるもんですから、なかなか一定の件数というのが設定しにくいというところがございます。

一方で、先般、芳野副委員長からもちょっと教えていただいたんですが、敗者復活戦といいますか、1回も年間で落札していない業者さんを参加資格条件として一般競争入札を実施するというようなことを教えていただきました。これは新潟市なんですが、新潟市に聞いてみますと、実は昨年、数件その入札をやったんですが、結果として入札参加者がいなかったということで全部不調に終わっております。これ、聞いてみてもその理由というのはわからないんですけれども、単純に入札の参加意欲がなかったというところなんですが、業者さんのプライドが邪魔をしたのか何なのか、結果としてはわかりませんけれども、新潟市としてはもうその制度はやめました。

ただ、一つ行っておるのが、大規模な3億円ぐらいの工事を年間で3本とったら、次の入札には参加できない。これぐらいかなりハードルといいますか、ラインが高いんですね。四日市市において、例えば議決案件になる1億5000万円以上を3本とったらと言い出すと、もう結果的にあり得ないもんですから、そういう意味合いでなかなかちょっと実効性が難しいというところで、検討してはおるんですけれども、現在の案には上がっておりません。

早川新平委員長

難しいのはようわかっておるので、ちょっと前には横須賀方式とかいろんなことが出てんだで、ベストはないんだけどベターのところで落としてもらうというのが一番大事やろうなというふうに思っているんやけどね。

森 康哲委員

年間に2回、3回同じ業者が落とすことはあるんですよね。ただ、1回も当たらん業者というのも結構な数いる中でそういうことがあるもんで、その辺の対策はやっぱり考えていかなあかんと思うんですわ。2回当たったら、ことしはもうだめよとか、入札には参加できないよとか、そういうのは考えていないんですかね。

森調達契約課長

確かに委員おっしゃられるように、1回もとらない業者もあれば、調べてみますと、昨年、いろんな工種にまたがりますけれども、10本とってみえる業者さんも何社かみえまし

た。そういった差異が出ているのは実際のところでございまして、ただ、先ほど申し上げましたように、業者さんの企業力であるとか技術者数の数にばらつきがあることから、何本でその業者さんの参加を制限することが妥当なのかというラインの整理がまだやり切れておりませんので、そういう意味合いで、決してそれはだめだというわけではなくて、引き続き妥当なラインができる方向で調整といいますか、検討を進めていきたいというふうに考えています。

委員長おっしゃっていただいたように、抜本的な案がないもんですから、通常はこの6月1日が一つの改正の基準なんですが、ことしも引き続き、別に来年の6月1日にこだわらずに、できるところから順次やって、いわゆるベターな策を積み重ねていきたいというふうに考えておりまして、ただ、制度改正ですので、業者、入札参加者への周知期間というのが必要なものですから、ぱっぱぱっぱやれるもんでもないんですけれども、その辺を踏まえまして、引き続き検討と改善を進めていきたいと思っております。

川村高司委員

そもそも論を言ってしまうと、何かすごい理想論になってしまうんですけど、調達契約 課の責任によって入札のクオリティーを上げるというのは限界があって、先ほどからお話 出ていますけど、原課の責任を重くするというか、業者選定において、いわば専門知識が 役所の各原課において空洞化になっているんじゃないかという懸念もされている中、例えば業者選定における専門的な知識を持った原課がきちっと責任を持って業者選定に意見を 述べていくという形をとれば、過去の工事の専門性の知識の蓄積であるとか、そういう継 承であるとかはおのずと図られると思うんです。

よく言葉だけPDCAとかと言っているものの、チェックが次のアクションにつながるというところが欠如しているのが一番大きいと私は思っていまして、なので、業者選定において原課に責任を負わすという表現がいいのかどうかわからないですけど、というぐらいのことをやれば簡単に業者選定のクオリティーは上がっていくと私は思っています。

その結果、パフォーマンスが類似の業者さんに対してくじはやむを得ない。くじが一概に悪いわけではなしに、公平感なり、専門分野外の業者が落札したりするということが抽選における問題であって、同等の技術力とかパフォーマンスを持っている業者間での抽選というのは何ら問題ないのじゃないのかなと思っています。

あと、現状でも入札の結果に対する工事の内容とか、ずさんなものについての情報は役

所の中にはいろいろ蓄積されるべきことであって、その辺を厳しく指摘していくことによってしかクオリティーは上がっていかないのではないのかなという意見です。

答弁は結構です。

早川新平委員長

今のご意見は貴重やと思いますよ。

他にご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご質疑はないようですので、この件についてはこの程度といたします。所管事務調査を ずっと行わせてもらってきました。本当にベストという答えは非常に難しいのかなという ふうな感想です。半年ぐらいかけて皆さんと議論させてもらいましたけれども、所管事務 調査の報告書については正副のほうにご一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

それでは、きょういただいた意見と、それから今まで半年間にわたっていろんな議論がありましたけれども、理事者のほうはベストに近い回答、結果を出していただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

それでは、ここで理事者が入れかえになりますので、休憩に入らせていただきます。

14:28休憩

14:41再開

早川新平委員長

それでは再開させていただきます。

ここからは教育委員会委員の報酬の月額化についてをテーマに進めます。 理事者のほうから資料の説明をお願いします。

室町人事課長

人事課の室町でございます。よろしくお願いいたします。資料につきましてご説明申し上げます。

前回、2月定例月議会の協議会資料と重複する部分がございますが、状況の整理という ことを含めまして作成させていただいておりますのでご了解いただきたいと思います。

まず、1ページは教育委員会の概要的なものでありまして、教育委員会委員の人数ですとか、教育委員が出席する定例会などの会議及びそのテーマについて、また、報酬の単価と年度支出額、それから、そのほか平成22年の報酬見直しについての経緯につきましても掲載をさせていただきました。

それから、2ページでございますが、こちらは教育委員報酬の実績でございます。報酬の支出額と定例会の出席実績など、内訳がわかるように資料を整理しております。前回の協議会で提出させていただきました資料に平成24年度の実績を加えさせていただいております。平成24年度は研修会等の実績がふえまして、全体の支出額が増加したという状況でございます。

それから、3ページでございますが、三重県内13市の状況と、それから同格都市の例といたしまして、三重県の近郊というところを当たりまして、愛知県ほか三重県に隣接する県の中の中核市8市でございますが、報酬の支払い方法ですとか報酬単価、それから、定例会、懇談会等の開催状況を掲載させていただきました。

資料についての説明は以上でございます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

月額制にするか、このまま、現在のまま日額制でいいのかという議論なんですが、前回 もお話しさせてもらったように、一番大事なのはやっぱり教育委員会の中身やというふう に思っています。ただ、中身のことになると、この総務常任委員会でそこまでは入れない のかなと。制度としてどういった方向が一番望ましいのかと。ちょうど大津地裁の事案の ことが平成21年にありまして、平成22年3月に日額制に改正するというところがあったの ですが、昨今の教育委員会のあり方というところで、それについて委員の皆さんからご審議をお願いしたいと思います。

毛利彰男委員

ちょっと整理というか、私の腹におさめたいんですけれども、これは教育委員さんのほうは、そちらのほうは月額に戻したいという考えをお持ちなのかとか、どんな状態にあるのかということをまず一つ。

それと、平成22年3月に選挙管理委員会委員も含めて条例が改正されたわけです。その条例改正されたもとになっているのは大津地裁の判例ということで、その判例に基づいたつもりなんだけれども、その後、その大津地裁の判例というのは全国的に余り波及していないということは、法的にその判例、この結果というのは間違っていたのか、全然間違っていずにそのままで有効であるのかという、条例に結びつけたその判決は正しいのかどうか、その心は今も間違っていないのかどうかというのが二つ目。

それから、もし、月額に戻したいというのであれば、もとに戻す理由ですね。なぜそれを戻さなければいけないかということと、金額までもし決まっているのであれば、その月額金額の根拠、どういう根拠でそれを定められたのかという、ちょっと整理してお話をいただければと思っています。戻しちゃあかんとか、そういうことを言っているのではなくて、ちょっと整理したいもんで教えてください。

寺村副教育長

教育委員会事務局の寺村です。よろしくお願いします。

教育委員会として、報酬を月額に戻したいのかというご質問やと思うんですけれども、 教育委員会としては、現在、月額にしたいとかというような議論は全くしていないという のが実情でございます。

それから、その判例が正しかったかどうかというあれなんですけれども、私どもは判例が正しい、違うというようなことを述べる立場にはありませんですけれども、新聞報道なんかによりますと、あの判例はあったものの、都道府県の中でもいろんな行政委員会がありますけれども、月額制から日額制という流れはあるんじゃないかなというふうに認識しております。

早川新平委員長

もう一点、額については。

寺村副教育長

月額に戻すという議論をしておりませんので、額とかそういったものも何も決まっていません。

毛利彰男委員

そういう意思がないなら、なぜ、これがテーマになっておるのかな。議会が言い出した。

藤井浩治委員

前回お話しさせていただきましたけれども、各派代表者会議の中で一代表から、その判例の件についても、大津地裁では違法だという判例が出ましたが、最高裁で合法という逆転判決が出ましたことと、また、教育委員会がうまく機能していない、日額ではなかなか動きにくいところもあるので、これは最高裁の判例にのっとって月額に戻したらどうかという意見が出ましたので、それなら所管の総務常任委員会でご議論をお願いしたいということでお願いしたところでございます。

ただ、先ほどの毛利委員の質問で、教育委員会としては日額、月額について議論はしていないということですが、これについてはどちらでも構わないという思いなのか、思いを聞かせてほしいな。

寺村副教育長

総務常任委員会で日額、月額についての議論をされておるというようなことは教育委員会の定例会の中でもご報告させていただきました。教育長が前回お答えしたかとは思うんですけれども、こういった議論がされておりますというご報告をさせていただいた中で、教育委員さんから、日額、月額どちらにというようなご意見は特にございませんでした。

藤井浩治委員

この間、教育長がそんな答弁されたんですけど、やはり人間として、日額よりも月額の ほうのが、川村委員もおっしゃったけれども、どうしても気合の入れ方というのが異なっ てくる。だから、どちらでも構いませんよというのであれば、我々が先ほど申し上げた理由で、月額にしたほうがいいんじゃないかという議論をしていても、君らがそんな気持ちならやる必要もなくなってしまうわけなんやわな。

だから、本来の教育委員会、教育委員の使命を全うするについて、日額がやりやすいのか、月額がやりやすいのかと、そういった議論を教育委員と話をしてここで報告してもらわなきゃいかん。あんたら勝手にやっておってくださいでは無責任過ぎると思うけれども、その辺はどういうふうなお考えですか。

寺村副教育長

好きにしてくださいと言うと語弊があるんですけれども、以前は月額であったわけですけれども、教育委員さんは非常勤と位置づけられていまして、ほかに職を持ってみる方もみえますし、どちらが動きやすいとかということも一概には言えないのではないかなと。ただ、現在の四日市市の教育委員さん、資料の2、3ページ、このあたりを見ていただいても、他市の教育委員会に比べて特に見劣りをしているというふうな認識はしてございませんし、それぞれの立場で精いっぱいのご意見をいただいておるものというふうに認識しております。

早川新平委員長

まず、先ほど毛利委員から何でこれをやるんやということで、議長の立場から藤井委員のほうがご説明をいただきました。そこのところはご理解をいただきたい。それから、今、2月27日にお配りした行政委員会委員の報酬に係る判例についての資料を改めてお配りをさせていただきました。

今、寺村副教育長がご答弁されましたけれども、前回でしたかね、日額であろうが、月額であろうが、何が一番大事なんかというのは中身が一番大事やと。そのためには月額のほうが責任を持ってもらえると、人間の意識としてね。だから月額のほうがいいんじゃないかというご質疑がたしかあったと思います。教育委員会としてはそれにかかわらず中身は一生懸命やっておりますという答弁がありました。教育委員会としてはそういう答弁しかできないというふうに思っています。

そういった意味で、今、藤井委員が言われたように、教育委員会のほうはどうなんだと、 本音のところがわからなければ、ここでどんだけ議論をやっておっても意味がないという ふうに私らも思います。日額だったら日額のいいところもあるだろうし、月額であれば月額のいいところが当然出てくる。一方で、昨今の大津市の教育委員会のああいういじめがあったときの答弁なんかに対して、教育委員会、一体何をやっておるのやというのが世論としてあるというふうに私は認識をしております。

ですから、毛利委員が3ページの資料をごらんになられて、日額化が全然進んでいないじゃないかと質問されたと思いますけれども、藤井委員のほうからは、最高裁で逆転判決が出たと、そういったことも加味して、この四日市の教育委員会としては、一体どっちの方向でどういう中身を議論していっていただくか、そのためには何が必要なんかということを逆に提示をしてもらったほうが、我々としてはいろんな問題を議論しやすいというふうに思っています。そういった観点から藤井委員の質疑があったというふうに私は解釈をしておりますけれども、もし、教育委員会のほうで今の質問に対して、どちらが我々としてはより中身の濃い議論ができるんだといったことがあれば答えていただければいいですし、それは別に何もないということであれば、この委員会の中でまたご質疑を承りますが、どうですか。

寺村副教育長

私ども事務局として、それから教育委員さんのご意見をお伺いする中でも、日額、月額にかかわらず、私ども今現在の日額の制度であっても定例会、懇談会を、もちろん一生懸命開かせていただいておりますし、何か突発的に議論をする必要があるというようなときには、この年度初めにも臨時に招集をさせていただくこともあるということも教育長から教育委員の皆さんにもお伝えしてご理解を得ておるところでございます。

これは根底にある日額だから、月額だからというような議論ではなくて、教育委員の皆さんからも、必要があれば一生懸命議論させていただくというようなご返事もいただいているところでございますので、日額だから手を抜くとか、責任がどうとか、月額だからどうとかというような違いがあるというふうには現在認識してはいないというふうに申し上げたいと思います。

早川新平委員長

今、答弁をいただきましたけれども、先日、四日市のいじめに関しての発表もありましたけれども、そういった対応というのは現状で速やかにできていますか。

葛西教育監

いじめ、それから不登校のことにつきましても、学校のものを集約しましたら教育委員会のほうにお出しし、また、教育民生常任委員会の所管事務調査でいろいろ議論をしていただく前には、その集約した結果、そして今後の方向性につきましても教育委員会会議にかけさせていただいて、議論をして、いろいろご指導も賜るという、そういうふうな一連のサイクルです。昨年度につきましては、しっかりいろいろご指導いただく場合もありましたけれども、私どもとしては、その体制づくりをしっかりやってきたというふうにして思っているところです。

早川新平委員長

答弁をいただきましたが、委員の皆さんからご質疑あれば。

川村高司委員

先週教育委員会会議を開催されたと思うんですけれども、改めてこのテーマについて、 今回、議会で話をするというのはわかっていたわけですが、このテーマについて話し合われましたか。

寺村副教育長

話し合っておりません。

川村高司委員

さっき、副教育長が教育委員さんの代弁のようなことをおっしゃいましたけれども、本来、これは単なる報酬を議論しているわけではなくて、教育委員会の存在、あり方全般の議論にもつながるものなんですよ。だから、本来は教育民生常任委員会で議論するべきじゃないかという議会の中でもいろいろ議論がある中で、報酬という部分だから総務常任委員会で話をしているだけで、本来は教育委員会そもそものあり方、どうするんだという危機感なり問題意識を議会としては持っていると私は認識しているんです。それに対して教育委員会事務局がどっちでもいいというのは、何も考えていないか、考えたくないのか、やる気がないのか、一体どういうスタンスでどっちでもいいという発言があるのか。もう、この場で議論する意味がないと思います。だから、議論するのであれば、5名の教育委員

の方にここに来ていただいて意見を直接伺ったほうが、教育委員会事務局を通して話をするよりはよっぽど有益かなとは思います。

早川新平委員長

今の川村委員のご意見というのは、ある意味ごもっともやというふうに思っています。 ただ、教育委員会事務局としては、月額であろうが、日額であろうが、中身は一生懸命やっておりますよという意味でどちらでもいいですよという回答やと私は思っておるんですけど。そうでないと困るので、月額やから一生懸命やります、日額やからやりませんって、そんな議論は絶対ないので。ただ、今、川村委員が意見を述べられましたけれども、そういったふうにとられかねないような発言やというふうに思います。冒頭で藤井委員のほうからご意見があったように、そこが一番大事だと思います。そういった意味で、今、川村委員が教育委員の方をこの場に呼んできたほうが話が早いということに関して、寺村副教育長はご意見がございますか。それとも私らが言うことが絶対もうそれを代弁しておるんだと言っていただけるのか、そこだけは答えていただきたいと思います。

寺村副教育長

私の表現がまずくて誤解を与えてしまったのなら大変申しわけありません。早川委員長が補足していただきましたように、私ども、どっちでもいいという意味ではなくて、日額であろうと、月額であろうと、現在の制度の中では私ども教育委員会なりには一生懸命させていただいておると。先週の教育委員会の定例会の中で議論を何でしなかったのかというようなご指摘もいただきましたけれども、前回の2月のときにもこういった報酬の話が俎上にのっておりますという形で教育委員の皆様にもご報告させていただいたときにも、日額であるべきだ、いや、月額であるべきだと、そういった形でのご意見というのは特にございませんでした。それよりも、今、委員長も何度もおっしゃっていただいてるように、中身のある議論をしていかないかんねというようなことでまとめていただいたというふうに認識しておりますので、どっちでもいいという表現は私どもも訂正させていただきたいと思うんですが、日額、月額にかかわらず、現在の仕組みの中で中身を一生懸命やっていくということは事務局も教育委員の皆さんも一致しておるところだというふうに認識しております。

野呂泰治委員

この大津地裁の判決なんですけど、行政委員さんの報酬がどうなんだと、日額制とか、 あるいは月額制とかという、地方自治法に違反しているかしていないかという、そういう 裁判が大津地裁で実は起こっておったわけですね。そこで、大津地裁は日額制という形に なったんですわ、仕事云々じゃなくて。それを受けて、あの当時は月額制から日額制への 変更がたくさんありました。

これはその中の一つだと私は解釈しておるんですけど、たまたま大津市でああいういじめの事件が起きまして、やっぱり、いい人という言い方は悪いんですけれども、しっかりした人にお願いしていくにあたり、行政がそういった方にお願いするのにはどう処遇して、どう対応するかというふうな基本的な考え方がなければいけない。もっと言えば、教育委員会、本市の教育に対していろいろご議論いただく方に対する扱い、対応の仕方がこれでいいのかどうかというそもそも論なんですよ。どっちでもいいなんて、とんでもない意見ですよ、それは。監査委員、あるいは農業委員会委員もあります、ほかにもたくさんあるんですよ、お願いしているんです。人にお願いしておるときの態度、こちらの行政側の態度のあり方によって、やっぱり違ってくるんですよ。地裁では違法だと、ただ、最高裁ではそうじゃありませんという判決があったから、これ、出てきたと思うんですけれども、やっぱり平生から考えていただかないと、考え方がころころころころ変わっておったらあかん。四日市は以前日額制に変えたわけですけど、そのときでも非常に議論がありました。そんなことを思っていますので、その辺どうです、教育委員会さんに対する皆さん方の考え方。事務局として5人の委員さんに対するどういう対応の仕方というか、考え方をお持ちですか。

寺村副教育長

今の教育委員さんがいつからしていただいているという任命の時期について手元に持っておりませんであれですけれども、今の教育委員さんは、月額から日額に変わったときには既に委員だった方が大半やと思っているんですけれども、月額から日額に変わったので、委員さん方の責任感であったり、熱意であったり、そういったものがころっと変わったと、そんなことは決してないんやというふうに思っておりますし、委員さん方はご自身の報酬についてこうあるべきだというようなことは発言しにくいのかなというふうに認識しております。

野呂泰治委員

今回の見直しについては、各派代表者会議の中で意見が出たわけですが、要はこういった方々にお願いする四日市の考え方が、やっぱりいろんな面を考慮して、今後もこのままの姿でいいんだろうかというふうなことからのご意見だと思いますので、私はやっぱりしっかりした方にお願いするので、やっぱりそれなりの対応はすべきであるというふうに個人的には思いますけどね。

中川雅晶委員

教育委員会を擁護するわけではないんですけど、報酬のことを教育委員会事務局に言っても、なかなか今のようにしか答えざるを得ないのかなというふうに思います。

この教育委員会委員の報酬をかつて月額から日額にしたという背景には、やっぱり役務の対価としての報酬という考え方があって、その役務って何かといったら会議の出席ということを指標にして日額化していった。行財政改革の視点でそういう流れがあった中で、大津地裁の判例に基づくのも1点ですけど、それだけじゃないんじゃないですかと。本当に教育委員会がもう少しこの時代に合ったような仕事をしてもらうにはどうあるべきなんですかという視点がやっぱりあるのかなと思いますし、例えば日額から月額にするとなれば、それはやっぱりそれなりに市民の方に説明もしなきゃいけないですし、そうなると、従来とは違う教育委員会改革をやっぱりしていかなきゃならない。

もう全国的な流れとしては、もうそういう方向にせざるを得ないと僕は思っておるし、また、教育委員会はこれから大切な問題を議論しなきゃいけない。中身のことは教育民生常任委員会の所管なのであんまり言えないですけど、本市でも、やっぱりいじめの問題もそうですし、基礎学力の問題もそうですし、学校規模適正化の問題もそうですし、スポーツ政策分科会でも話をしているように、スポーツに等しく出会えるという環境がだんだんだんだん難しくなってきているのも現実です。そういういろんな課題があって、その山積の中でやっぱりいかに教育委員会改革というか、本市の教育行政改革をしてもらうかとなれば、やっぱり教育委員会の委員でもあり、教育委員会事務局のトップでもある教育長がその改革のリーダーとしてやっていくのか、また、教育委員長と教育長で旗を振ってやっていくのか、そういうしっかりとしたビジョンがあって、前提として報酬のことも出していくというのであればいいのですが、唐突にその報酬だけを触るというのはなかなか。一旦は日額にして、それを月額に戻すとなれば、それはそれなりに市民に説明も必要ですし、

そういった外に見える形でないと難しいのかなというふうに私自身は思います。その辺の 意気込みが先ほどの副教育長の答弁では、なかなか言いにくいというのはわかりますけど、 余りにも感じられなかったので、今、厳しい意見があったのかなと思いますので、その辺 を検討していただいて出していただかなきゃいけないのかなというふうに思います。

城田教育総務課長

今、中川委員のほうからお話をいただきました教育委員会制度の改革につきまして、ご 承知の委員の皆様も多数いらっしゃると思いますが、国のほうでいろいろ検討がなされて いるという状況でございます。今も話がございましたが、制度についてどの辺が変わって いくかというのはまだ不明確な部分もありますが、当然、国の動向も見据えながら、今、 ご提案いただきました独自の対応策も考える中で、委員の報酬がいかにあるべきか、この 辺を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

毛利彰男委員

批判とか批評とかじゃなくて、また、ちょっと自分の自戒も込めて調べてみたいと思ったことを申し上げます。

平成22年になぜ月額から日額にしたかという背景をもう一度確認してみたいなと今思っています。というのが、これは多分、僕のうろ覚えでは議員提案に近いような形の議案やったんじゃないかなというふうに思っています。

それは二つの根拠、多分、月額から日額への転換に込められた二つの思いがあったと思うんですけど、一つは大津地裁の判決というのが一つ。それから、二つ目は、今、まさに皆さんがおっしゃっている教育委員会の改革を期待したいと、抜本的に改革すると、そのために方針も含めてこの際一新して、刷新をして新しいパーツにしてほしいと、そういうふうな二つの意味合いで月額から日額に変わったと、込められた意味があると思うんですけれども、その一方の大津地裁の判決、これが崩れ去っておるということについては、賛成した議員としては非常に寂しい思いを今しているわけです。この条例が出されたときの内容に、この二つがどれぐらいの割合で入っているのかというのをもう一度見てみたいなと、それで、大津地裁の判決の部分が本当に少ない割合であれば自分を慰めることができるかなというふうには思っておるんですけれども。調べたらすぐわかることなんですけれども、そんな意味も込めて、議会の責任という、あるいはこの条例に賛成した議員として

の複雑な気持ちを、今、ご披瀝をさせていただきました。答弁は結構でございます。

芳野正英副委員長

今回の最高裁の判決は、日額が違法とかでなくて、原則は日額なんですよ。非常勤の職員の場合は原則日額なんです。これは法律上書いてあって、それを地方自治体が月額にすることが争われて、それを地方自治体が月額にすることは違法ではないよという最高裁の判決なんですよ。なので、3年前に日額に戻したというのは原則に戻しただけなので、決してその判断自体は間違っていないのかなというふうに思っていますので、それほど落ち込まれずに胸を張っていただければいいのかなと思いますし、その原則に戻って、それから、じゃ、どうするかという部分で言うと、確かに月額にしてもう少し機能的にしたほうがいいという議論も確かにあるかと思うんですけど、そこから先はやっぱり中川委員がおっしゃったように、先にやっぱり中身を充実させた後で、じゃ、やっぱり報酬的には月額のほうがいいのではないかということのが先かなと私は思っておりますので、毛利委員は胸を張っていただけたらというふうに思っております。

笹岡秀太郎委員

前半はそのとおりなんだけど、後半はやはりこの最高裁でうたわれている のところ、 方法及び金額等については、事情を最もよく知り得る立場にある地方公共団体の議決機関 である議会の裁量権に委ねたものと解すべきだとなっている以上、我々、ここでしっかり と話し合うべきだろうなという気がするんですよ。だから、最高裁のこの判例どおり、議 会の議決機関がいわゆる本来原則は日額だけれども、いわゆる見かけでは評価できない部 分を月額で補完していくという考え方は踏襲して当然のことだと私は思うので、シンプル な意見表明としておきます。

森 康哲委員

平成22年のときも議論した内容だと思うんですけれども、この会議以外にふだん何しているのかと尋ねたことがあるんですよ。委員さんがどういう活動されているのと聞いたら、あんまり詳しいこと教えられないと。ただ、いろんな研修をしておりますと。自宅で本を読むのも研修の一つですと、そういう説明があったと思うんです。これは内容に踏み込むもんでここではとどめたいと思うんですけれども、そういう議論もあったという紹介だけ

させていただきます。

芳野正英副委員長

月額という形も確かにあると思うんです。おっしゃるように、家に持ち帰っていろいろ 資料を読み込む部分もありますので、日額だとそれは確かに読み込まれないなという部分 もあるので、月額という考え方もあって、それを最高裁も後押しをしてくれたので、あとはその順番の部分で、我々としてもやっぱり教育委員会の中身を充実したものにしてほしいという思いは一緒で、それが地に着いてきたら月額にしましょうという部分か、もしくは、毛利委員もちょっと触れていたんですけど、やっぱり報酬も今はやっぱりちょっと減ってきているので月額という形である程度額を上げてもいいじゃないかと。それでもう少し熱意のある教育委員の方を選定して集めていってもいいんじゃないかという考え方もあるので、これ、なかなか総務常任委員会だけでは考えづらいなというところもあるんですけど、もし少し時間があれば、さっきの森委員の質問なんかも、平成22年のときは答えられなかったけど、今の段階でもし教育委員会がどういうふうに教育委員の皆さんがされているのかというのを説明できるのであれば少し説明していただきたいなというふうに思うんですけど。もしできるのであれば、そのためにきょう来ていただいたので。

葛西教育監

個々のいわゆる日程というんですかね、それを教育委員会に報告していただくということはありませんので、これはあくまでも私どもがいろんなことを例えば報告する、あるいは資料をお送りすると。その資料も例えば教育関係のものもありますし、それからいろんな市の総合的ないろんな施策がございますので、そういうふうなものをお送りするということで、かなり資料をお送りするようになってきております。それらをやっぱり読んでいただくというふうなことが一番時間的には大きいのかなと思います。

それから、あと、いろんなところに出かけられるということもあると思うんですけれども、そのときにもやはり博物館のことが気になったり、音楽会に行かれたりとか、そういうことがあっても、やはりいろんな施設だとか文化だとか、そういうふうなことをやっぱり頭の中に置かれていろんなことを見られているなという、そういうふうなことはお話ししている中で節々に感じることはありますけれども、どんなふうな毎日の行動をされているのかということはちょっとつかんでいないというのが現状でございます。

芳野正英副委員長

例えば定例会の資料なんかは1週間前とかにその委員のもとに郵送するとか、そういう ことはどうなんですかね。

城田教育総務課長

ご質問の資料の送付につきましては、実際はそんなに期間はとっておりません。資料が間に合わなかった場合は当日という状況もありますし、間に合って事前にお渡しできる場合でしたら、数日前にはお手元のほうへという、こういう形になっております。

毛利彰男委員

月額から日額に変えられたという、それに込められた意味合いとして、教育委員会改革 と、こういうのが相当ウエートを占めているというふうに自分なりに理解をしました。そ れで、まさに皆さんのおっしゃっている教育委員会の改革、それ以降、どう変わって、ま たさらにどう変えていかれようとしているかという、目指す姿、改革の展望というものが きちっとしたもので我々はまだ見せていただいていない。今のお話で情報量を増大させた とか、いろんな形で現場へも出ていくようなこともしているということで、改革という、 着手していることは伝わってきているんですけれども、じゃ、目指す姿は一体どうなんで すかという、そこら辺のところ、具体的に示していただくとすごく我々としても頼もしく 思うんですけれどもね。いかがなんですか、出されたことないですよね、今まで。スケジ ュールも短期、中期、長期にかけて、どういうふうに変えていかれるのか、その組織自体、 あるいはハード面、ソフト面。何かそういうのをやっぱり出されて、また、そうやな、月 額にしようかというような、そういうムードが湧き上がってくるような、泉のように湧い てくるような、そういうことをやっていただけると我々も非常に頼もしく思うし、川村委 員さんも一般質問で随分そのあたりは突いておられるので、そのときだけの答弁じゃなく て、やはり長中期的に教育委員会をどう変えていくか、その展望、ビジョン、スケジュー ルの具体的なものを出されることがいいんじゃないかなと思う。それこそまさに教育委員 会の中で議論をしていただいて、みずからの将来をバラ色に描く、そして、四日市の教育 をしっかりと支えていくという、そういうものをつくっていただく時期に来ているのでは ないかと思うし、もうちょっと遅いんかなと思うぐらいですよね。だから、翻って平成22 年の改正は教育委員会改革を託した、そういう改正であったということを再度理解したい

と思うんですが、いかがでしょうか。

寺村副教育長

教育委員会について、そのあり方とか、議論が余り十分でない、もしくは追認に終わっているというような現状を昨年来多々議員の皆様からはご指摘をいただいておるところでございます。それで、去る2月定例月議会でもどんな改革をしておるのかというようなご指摘もいただいて、2月定例月議会では、教育委員会会議の活性化への取り組みというようなことでペーパーを出させていただいたと。今、毛利委員さんが言われるような教育委員会のあるべき姿、短期、中期、長期、こういったようなスケジュールであったり、目指す姿であったりを示したことがあるのかというところになりますと、確かに示させていただいたことはないのは現状だと認識しております。

現行の制度の中で精いっぱいやっていただいておるというような認識はございますけれども、やはり教育懇談会、それから資料の事前配付であったり、その他議会関係も教育の分野にかかわらず、先ほど教育監も申しましたけれども、市議会にかかわるいろんな資料であったり、それから教育委員会の議論も最近は議事録を見せてほしいというようなことも多々いただいております。私どもも教育委員さんのほうも会議での議論の活発な意見交換、そういったことを意識はするようにはなってはきておるんですけれども、今、教育委員会のあるべき姿のビジョンというところまでは現状いっていないのは現実ではございますけれども、先ほど城田課長のほうからも言いました、国のほうで教育再生実行会議という中で、教育委員会の組織のあり方というか、教育長に責任や権限を一元化するというような仕組みのところから見直しというようなことも昨今国のほうで議論されておるという中で、私どももその動きを注視しながら適切に対応してまいりたいと。それから、教育委員さんの中でもそれぞれのお立場から積極的にご意見をいただくというふうな認識は少しずつ強まってきているというふうに認識しております。

毛利彰男委員

批判しているんじゃないのですが、国のと言っていますけれども、やっぱり機能していないというのが皆さんの意見ですわ、実際にね。機能するためにはシステムも大事です。システム、どう機能させるかと、主導権を持って四日市の教育をリードしていく、そのためには今の陣容でいいのか、これはちょっと国の制度も絡みます。それから、そのシステ

ムがただ単に報告だけでいいのかどうか、そういう細かい部分も含めて、それを機能させるようなシステムをつくっていかなきゃいけない。日数が少なけりゃもっとふやさなきゃいけない。それがさっきの日額なのか、月額なのかという、僕らは3倍も4倍もお金出してもいいと思いますよ。そういうことを応援したいと思う。きちっと機能するシステムもできるのであれば応援させてもらいます。

昨年は中学校問題やら統廃合でもう精力使い果たしましたが、本来あれはきちんとそういう教育委員会のシステムがうまく機能しておれば、あんな土壇場になってあんなことになることではなかったわけよ。それのツケがきていたわけ。だから、そういう二の舞にならないように、やはりおたくたちがリードするんじゃなしに、おたくたちがリードされるような教育委員会をつくってもらわなあかんのです。物すごいそれは大変なことやと思う。今の話のような、情報渡しますとかそんな小さいもんじゃなくて、本当に根本から変えるような、そういうことをシステムをつくっていただくようなことを、次、考えてくださいな。お願いしますわ、応援しますから。とんでもない、日額やったらもう困るというんだったら、月額で3倍、4倍出しても賛成しますに。きちっとやってもらえるんやったら。みんなつながってくる話ですわ。応援します。

葛西教育監

現在、教育委員会としましては、合議制というふうなことで、私ども事務局のほうがいるんな資料を整えていくと。それを教育委員会で議論して、合議的なところでいるいる判断していただくと。それをまた事務局が、またそうした判断していただいたことをもとにして、事務局がまたいろんな実情に鑑みていろんな仕事をしていくと、そして、それをまた報告してというふうなこと、報告して、そして教育委員会会議の中でその執行状況がどうなのかという、そんなチェックを受けているというふうに大まかに仕事の役割、教育委員会会議と、それから事務局の仕事の役割というのはそんなふうにして捉えることができるのかなと、自分自身ではそんなふうにして整理しております。

そういう点で言いますと、今、毛利委員さんから指摘がございましたように、中長期的なスケジュールでもってこうやって変えてきたというふうなことは確かに申し上げることはできないんですけれども、この1年、いろんな課題もあったわけですけれども、やはり私どもとしては教育委員会会議での議論がやっぱり活発になるよう、そして、活性化できて、そして合議ですぐれた判断ができるようにという、そういう条件整備を事務局は一生

懸命やってきまして、それにまた教育委員の方々も応えていただいて、それぞれ判断していただいて、そして、仕事をしていったというふうな感覚は私としては持っております。

ただ、今、ご指摘いただいたような点につきまして、私どもが十分にそういうことを多くの方々にお示しすることはできていなかったというようなことは、これはやっぱり反省しなけりゃならないなと思っておりますし、現在、国で、今、副教育長がお話ししましたように、教育委員会制度改革を議論されていまして、これが中央教育審議会にかけられて、そして、いろんな方面から指摘もあり、それぞれ議論も進んでいくかなと思います。私どももそれをしっかりキャッチして、今できるもの、やっぱり教育委員会会議もさらに活性化していかなきゃならないなということは、これは私どもも思っております。

毛利彰男委員

これでやめますけれども、そういうご答弁ですと従来の枠を超えていないんですよね。 川村委員さんの専門分野ですから深くはいきませんけれども、まさにそれが追認機関であるわけですわ、教育委員会は。そうじゃなくて、主導しなければいけない、そこまで展開しなければ変わらない。教育委員会が先頭に立つんだと、そこのところを変えないと、いつまでたっても追認機関です。情報をたくさん流します、ご返事くださいじゃなくて、あの人たちがリードする、そういう教育委員会にしなきゃいけない。期待しますから、ぜひそこをもっと考えてやっていただきたいというふうに思います。答弁要りません。

野呂泰治委員

教育委員会というのは、もともと独立した機関なんですよ。もうご存じと思いますけど。 だから、教育はそれぞれの地区で教育方針、いわゆる教育の制度、いろんなことをやって いくという。農業委員会もそうなんですよ、はっきり言って。市長部局から独立した機関 なんですよ。毛利委員も積極的にと言われましたけれども、そのとおりなんですよ。

だから、皆さん方事務局は事務局で毎日の仕事、いろんなことがありますが、委員さんだけではわかりませんけど、しかし、彼ら委員なんですよ。それで、前はいろんな政党色がありましたけど、今は中立性になっているわけですよ、はっきり言って教育委員会は。そういうような教育というものの本質というものはどういうものか。人づくりとか、我々が本当に一生生きていかなければならない人間をどうやってどのようにして育てるか、本当に大切な委員会制度ですよ、私はそう思っています。

だから、正直言って、もう一歩言うのなんですけれども、教育委員会になっている委員さんがどういう方がなってみえるかという経歴、市長の委嘱ですけど、わかりません、はっきり言って経歴だけでは、どんな経験をなさってみえた 職歴はありますけどねどういうお考えで、そこまではちょっと聞くのも何でしょうけれども、やっぱりそういったこともしっかりとすべきだと私は思いますよ。意見として申し上げておきます。

早川新平委員長

委員の皆さんからたくさんのご意見が出ました。必ずしも月額にすると給料アップというわけではないんですよね、これ見てね。日当制でいくと、今まで6.5回ぐらいしたら月額と同じぐらいの給料になっておるんやわな、これ、表見ると。そうしたら、8回も10回も開いてもらうんやったら、金額の多さだけで言うと月額制のほうが安くなるんやな。だから、中川委員がおっしゃったように、ここだけの問題やなしに、教育委員改革という、そこが大事。それは委員の皆さんが本当にご指摘をされて、どうすれば、どのような報酬形態でやればうまく機能をして教育のために考えていただけるかというのが一番大事なんですよね、枝葉末節になるといかんということで、いろんな委員の皆さんからご意見いただきましたけれども、これだけは言いたいという方がみえたら。

中川雅晶委員

さっきも言いましたけれども、前提としては、教育委員会の5人の委員さんは、報酬の多い少ないは余り関係なく仕事をしていただいていると僕は思っています。それはもう事実だと思います。そんなことには多分こだわっておられないと思いますね。やっぱり一番問題なのは、せっかくの教育委員さんの能力をやっぱり十二分に活用というか引き出していないというところが、引き出せないというか、引き出そうとしているような方向性が見えないというところがきょうのところの議論なのかなと私は思います。

ちょっと言葉尻をとって申しわけないですけど、先ほど副教育長が、いや、最近は教育委員会の中身を開示するような請求が出てきたので開示していますよと言われました。そんなこともやっぱり積極的に、言われようが言われまいがどんどん発信するように。例えば議論積み重ねたやつをまとめて提言するとか、どんどん積極的に、あくまでも子供の幸福のためという視点で積極的にやっていけば、おのずと教育改革というのは見えてくるのかなと。そういう熱意というか、パッションが感じられないところがなかなかここの議論

が煮詰まらないというところかなと思いますので、ぜひ、教育委員会事務局として何ができるのかというのを、最終的にいろんなことを決定したりとか、提言したりとか、表立った責任を持ってやっていただかなきゃいけないのが教育委員会の皆さんですけれども、教育委員会をいかに仕事しやすいようにするか。また、見える化というか、やっていただいていることを最大限見えるようにしていくとか、能力を十二分に発揮してもらうために事務局ができる施策というのを示していただくようにお願いだけしておきます。

毛利彰男委員

改革の一つの方法として、常任委員会に教育委員を出させると、5人、いつも。それは 一つのステップになると思いますわ。

早川新平委員長

一つのご意見です。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

先ほど笹岡委員のほうからもあったように、この判例について、2ページ目のところで、 地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に委ねたものと解すべきであるというふうに、 議会のほうがこれにかかわっていくということを妨げないという判例が出ております。

日当制でやるのか月額制でやるかということは非常な議論があります。どちらにしても、教育委員会の中身が一番重要であると、毛利委員を初め、いろんな中身をやっぱりこれから精査していって改革をしていってもらわないといけないという声が多く見受けられたように私は感じました。まさしくそのとおりで、それに付随する教育改革、そこの一環として、日当制でいくのか、月額制でいくのかということは、中川委員が先ほどおっしゃった、教育委員の皆さんはそこのことは絶対おっしゃらないでしょうねと、金は二の次やという言い方はちょっと失礼かもわからないけれども、それだけの自覚を持ってやっていただいているとは思いますが、それに対する報酬の対価というものは議会としても考えていかなきゃならんというふうに思います。

大筋はそういったところでよろしいでしょうか。先ほどの入札制度と同じように、所管 事務調査として報告書を作成しなければなりませんので、正副に一任をさせてもらっても よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

そのように取り計らわせていただきます。

いろいろとご議論いただきましてありがとうございました。本日はここで所管事務調査 を閉じさせていただきます。理事者の皆さん、委員の皆さん、ありがとうございました。 お疲れさまでした。

15:42閉議